

別 冊

船舶給水施設の管理運営基準

船舶給水施設の管理運営基準

I 基本的事項

1 施設の概要

(1) 設置根拠

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に定める「船舶のための給水施設」

東京都港湾管理条例（平成 16 年東京都条例第 93 号）に定める「船舶給水施設」

(2) 施設の内容

ア 大井船舶給水詰所 品川区八潮一丁目 1 番 3 号（大井事業所内）

イ 岸壁給水施設 竹芝、日の出、芝浦、晴海、月島、辰巳、東京国際クルーズ
の 7 ふ頭

ウ 運搬給水船

(ア) 船 名 すいれん

(イ) 総 ト ン 数 約 61 トン

(ウ) 主 要 寸 法

全 長 24.91m

幅 6.50m

(エ) 給水タンク容量 203m³

(オ) 速 力 8.3ノット

エ 給水船係留施設（2 基） 品川区八潮一丁目 1 番 3 号

詳細は、別紙 1「船舶給水施設一覧表」及び別紙 2「船舶内訳書」のとおりとする。

ただし、供用開始及び廃止等により施設に増減が生じた場合は、その都度東京都から通知するところによる。

なお、晴海ふ頭岸壁給水施設は、今後供用廃止予定である晴海客船ターミナルにおける工事に伴い、令和 5 年度に使用休止期間が発生する予定である。

2 管理運営の基本的考え方

船舶給水事業は、港湾法第 12 条の規定により、船舶に対する給水が他の者によって適當かつ十分に提供されない場合、港湾管理者が実施するように定められている。

船舶給水施設は、港湾管理者の責務として、寄港する船舶に対する清水の供給を行うために設置したものである。その設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち適正な管理運営に努め、従業員の接遇等に対する教育を徹底する等、都民の信頼に応える必要がある。

指定管理者は、船舶給水施設の管理に当たって、利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的かつ効率的な管理運営を行わなければならない。

3 維持管理方針

施設や設備については、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握した上で、全ての施設の機能を正常に保持するなど、適切な維持管理を行うこと。

また、必要に応じて保守点検を行うこと（船舶給水船の船舶検査及びこれに伴う修繕については、東京都が実施）。

なお、給水業務を行う際は、給水の性質に鑑み、常に衛生の保持に努めること。

II 法令等の遵守

指定管理者は、当施設を管理運営し必要な業務を行うに当たっては、本管理運営基準のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- 1 港湾法、同施行令、同施行規則
- 2 地方自治法、同施行令
- 3 地方公営企業法、同施行令
- 4 労働基準法
- 5 東京都港湾管理条例、同施行規則
- 6 東京都震災対策条例、東京都地域防災計画
- 7 東京都情報公開条例、同施行規則
- 8 東京都個人情報の保護に関する条例、同施行規則
- 9 東京都行政手続条例
- 10 東京都公文書等の管理に関する条例
- 11 東京デジタルファースト条例
- 12 東京都臨海地域開発事業財務規則
- 13 東京都暴力団排除条例、東京都指定管理者に係る暴力団等対策措置要綱
- 14 別に定める東京都の方針等
- 15 施設維持、設備保守点検に関する法令等
 - (1) 建築基準法
 - (2) 電気事業法
 - (3) 水道法
 - (4) 消防法
 - (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - (6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、同施行規則
 - (7) 労働安全衛生法
- 13 工事に関する法令等
 - (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - (2) 建設業法
- 14 施設維持管理の指針とすべき仕様等

- (1) 維持保全業務標準仕様書（東京都）
- (2) 東京都建設リサイクルガイドライン
- 15 施設の維持補修に当たり、配慮が必要な仕様等
 - (1) 東京都土木工事標準仕様書
 - (2) 東京都建築工事標準仕様書
 - (3) 東京都電気設備工事標準仕様書
 - (4) 東京都機械設備工事標準仕様書
 - (5) 土木材料仕様書
 - (6) 工事記録撮影基準
- 16 船舶の航行等に関する法令等
- 17 その他関連法令等

Ⅲ 業務の内容及び基準

1 業務の内容

指定管理者の業務内容は、東京都港湾管理条例（平成 16 年東京都条例第 93 号）第 27 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 に規定する次の業務である。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 給水その他の操作に関する業務
- (4) 施設の使用を許可することに関する業務
- (5) 使用許可を取り消し又は変更することに関する業務
- (6) 使用料の徴収に関する業務
- (7) その他知事が特に必要と認める業務

2 施設の運営等に関する基準

(1) 詰所の運営

利用者の対応・調整、給水業務員の待機場所及び施設の利用促進と保全等のため、大井事業所（別紙 1 のとおり）に詰所を置き、業務を行うものとする。

また、開所時間は、原則として、平日の午前 8 時 00 分から午後 4 時 45 分とし、この間、常駐者 1 名以上を配置して受付等業務を行うものとする。ただし、利用者対応等の業務で必要がある場合は、その対応に必要な時間まで延長することとする。

(2) 詰所の管理

光熱水費のほか、部品等の修理交換、清掃、消耗品購入に係る費用など、業務に当たって必要とされる経費については、都が支払う委託料に含むものとする。

なお、大井事業所には、東京都が別途委託する港内清掃事業の詰所が併設されている。

(3) 施設の使用許可

船舶給水施設の一般使用許可（東京都港湾管理条例第9条第1項第2号）に関する次の業務を行うこと。

ア 船舶給水施設の使用許可を受けようとする者から、使用許可申請書（東京都港湾管理条例施行規則別記第3号様式）の提出を受け、その内容の審査を行うこと。

イ 電話又はFAX等によりスケジュール調整を行った上で、口頭により使用許可する。
なお、申請受理方法、締切等については、指定管理者が別途定めること。

(4) 使用料の徴収

使用許可申請の際に、現金納付を要望された場合は現金徴収を行う。納入すべき金額は、東京都港湾管理条例施行規則別表第一の一(2)に定める種別、単位及び使用料のとおりである。

なお、徴収した使用料については、都の収入となる。

ア 使用料の額の調査等

現金を徴収する際には、納入すべき金額、納入義務者等に誤りがないか、あらかじめ調査すること。

イ 納入通知と領収書交付

納入義務者に対し、東京都が発行する徴収業務受託者証書を提示の上、口頭により使用料の納入を通知する。現金を徴収したら、東京都が定める領収書に、東京都が定める領収印を押印し、納入者に交付する。

ウ 調定の決定

調定の決定は、一日分を、東京都が定める日報に取りまとめ、指定管理者構成員の所属職員のうちあらかじめ指定した者の押印をもって行う。

エ 公金等の管理とつり銭

徴収した現金は、速やかに詰所に持ち帰り、現金出納簿（任意様式）に記載の上、鍵のかかる金庫に保管しておき、事故防止に努めるとともに、即日又はやむをえない場合は金融機関等の翌営業日（事務所閉所日にあたるときは、その翌日）に、東京都が定める納付書にその内容を示す計算書を添え、東京都が指定する金融機関等に払い込むこと。

なお、徴収事務に必要なつり銭としての現金は、指定管理者が用意し、その責において保管する。

オ その他留意事項

(ア) 徴収実績について、東京都が定める月報により翌月5営業日以内に東京都へ報告すること。

(イ) 本徴収事務は、第三者に再委託することはできない。

(ウ) その他、本徴収事務については、地方公営企業法、同施行令及び東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和39年東京都規則第124号）の規定に基づいて行うこと。

(5) 給水施設の操作等

ア 受付等の事前周知

受付方法や給水船のドック入りの期間等について、船舶代理店等に周知し、混乱を招かないよう適切なサービスを提供すること。

イ 岸壁給水

申請者の希望する給水場所において、次の操作を行う。給水希望に対しては、原則 365 日 24 時間対応する。

なお、各ふ頭の岸壁給水施設の配置については、別紙 3「岸壁給水施設位置図」を参照すること。

- (ア) 給水を行う船舶（以下「本船」という。）側と給水量及び給水パイプの位置の確認
- (イ) 給水前の捨て水の実施
- (ウ) 水質検査の実施
- (エ) 本船側の立会いによるメーター指針の確認
- (オ) ホースを本船受水パイプに接続し、給水開始
- (カ) 給水中の作業状況の確認
- (キ) メーター指針の確認と本船側への連絡、給水票等による給水量の確認

ウ 運搬給水

東京港内全域を対象として、給水船「すいれん」を申請者の希望する給水場所まで運航し、次の操作を行う。

- (ア) 大井事業所内に設置した給水管による給水船への給水
- (イ) 本船側と給水量及び給水パイプの位置の確認
- (ウ) 水質検査の実施
- (エ) 本船側の立会いによるメーター指針の確認
- (オ) ホースを本船受水パイプに接続し、給水開始
- (カ) 給水中の作業状況の確認、必要に応じた係留索の調整の実施
- (キ) メーター指針の確認と本船側への連絡、給水票等による給水量の確認

エ 利用者側が自ら行う給水

岸壁給水施設の利用において、あらかじめ知事が認めた者については、給水作業を自ら行うことができることとしている。

現在、芝浦、日の出、竹芝及び辰巳の 4 ふ頭で実施中である。

東京都から通知を受けた岸壁給水施設については、月末に利用者側の立会いの下にメーターを確認し、当月の給水量の確定を行うこととする。

オ 留意事項

(ア) 関係書類の整理

給水実施後、東京都が定める給水実績報告書及び給水票を作成し、使用許可申請書の写しを添付の上、当月分を原則翌月 5 日以内（ただし、GW 及び年始は 8 日以内）に東京都へ提出すること。

(イ) 事故・トラブル等の防止

日常的な事故・トラブル等も発生する場合があるので、未然防止の対策とともに、早期発見、初動対応に万全を期すこと。

(ウ) 苦情処理等

施設利用者等から、苦情や意見・要望等が随時寄せられることが想定されるので、苦情等の対応や接遇方法などをあらかじめルール化し、また、利用者の声を管理運

営に反映していくようなシステム作りを行うとともに、内容に応じて東京都への報告を行うこと。

(エ) 港湾関係者等との調整

船舶関係者等と常に円滑な利用調整を行うとともに、関係諸官庁等との必要な調整、協議を行い、状況に応じて都に報告、協議を行うこと。

(オ) 船員の配置

給水船の運航に必要な免許等を保持する船員を配置すること。

(カ) 重要国際埠頭施設の制限区域内への立入り

東京国際クルーズふ頭の給水栓等は、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」により重要国際埠頭施設として承認された東京国際クルーズふ頭旅客船施設の制限区域内に設置されている。

このため、この設備の操作を行うときは、同法律に基づき、制限区域内への一定の入場手続が必要となるので留意すること。

(キ) その他

本船によって受水パイプの口径・形状が異なるので、適合するノズルを準備するなど、確実なサービスが提供できる体制をとること。

3 施設の維持管理に関する業務の基準

(1) 共通事項

ア エネルギー関係の負担と管理

給水船の燃料等、施設の維持に必要な光熱水費等は、指定管理者が支払うものとし、大井事業所における港内清掃事業の詰所との共有部分（廊下等）に係る費用等については、各詰所の専有面積により按分し、負担するものとする。ただし、給水に係る原水料は東京都が支払うものとする。

なお、給水管理に当たっては、次の点に留意すること。

(ア) 指定管理者は、都から定期的に報告される原水使用料と給水量とを突合し、漏水等の早期発見に努めること。

(イ) 給水管又は給水栓個々に、新鮮な水が出るまでの水量を把握するなどし、給水前の捨て水を必要最小限にとどめること。

イ 施設の維持補修・修繕・緊急対応

施設等の維持管理上必要な工事についての東京都と指定管理者との役割分担は、原則として次に掲げるとおりとする。

なお、これによることのできない特別な理由がある場合は、東京都と協議することとする。

(ア) 指定管理者が実施主体となるもの

① 日常的な補修・修繕・工事（破損や故障等に迅速に対応して施設等の現状機能を保持するもの）

② 施設管理の効率化等のための工事

(イ) 指定管理者が暫定的に措置するもの

事故、自然災害その他緊急時における施設維持のための工事、修繕その他行為（漏水や配管破裂等の応急止水、立入禁止区域の設定など、暫定的措置を講じるもの）

(ウ) 東京都が実施主体となるもの

- ① 給水船「すいれん」の船舶検査及びこれに伴う修繕
- ② 法律・条例・基準等の制定や改正等により、社会的政策的に施設整備が求められる工事（省エネ対策など）
- ③ 係船施設の使用者等の業務に著しい支障を及ぼす大規模工事（給水栓位置の変更、配管の切回し等）
- ④ 上記(イ)による損壊等の本格的復旧

(エ) 工事等費用

上記(ア)①及び(イ)については、指定管理者が費用を負担し、施工するものとする。東京都は、毎年度の協定に基づき、これらの費用を維持補修費及び緊急対応等経費として、指定管理者への委託料に含めて支払う。この委託料の清算は行わず、予定額超過分は指定管理者が負担する。

なお、維持補修費とは、予定価格 30 万円未満の補修・修繕・工事を行う際の費用で、緊急対応等経費とはこれを超えるものと上記(イ)に掲げる行為に要する費用である。

また、上記(ア)②については、指定管理者が費用を負担し、施工するものとする。

そのため、東京都が支払う維持補修費及び緊急対応等経費には含まれないものとし、原則として施設管理の効率化等による経費削減分から補填するものとする。

(オ) 東京都との協議事項

緊急対応等経費の執行については、事前に東京都に対して、使途について協議するものとする。ただし、緊急性の高い場合であって、事前の協議が困難な場合にあつては、東京都に対して事後に報告するものとする。これは、緊急時に緊急対応等経費が不足しないようにする観点と、実施後の将来的な管理コストへの影響、また、設備機能等の変更点等を把握する必要があることから行うものである。

また、上記(ア)②についても、同様の理由から東京都に対して事前に協議するものとする。

なお、承諾の条件としては、施設の原状回復を原則とするが、東京都への寄付を求める場合がある。

(2) 一般仕様

- ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう各施設を適切に管理すること。
- イ 日常及び定期的な施設の点検と維持補修・修繕、清掃等の維持管理を適切に行うこと。
- ウ 設備の故障等の緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。
- エ 清掃や維持補修・修繕作業等を行う場合には、安全確保に万全を期すとともに管理運営業務に支障を来たさないようにすること。
- オ 本書に記載のない施設や設備についても、関係仕様書や東京都の指導等に基づき、適切な保守点検、維持管理業務を行うこと。

(3) 個別業務の仕様

ア 給水栓及び給水管設備

給水栓及び給水管については、日常点検業務を適切に実施し、給水作業に支障を来たさないように維持管理業務を行うこと。

イ 晴海船舶給水所設備

貯水槽（FRP製 200 t）等給水所設備については、関連法令等に基づく清掃、水質検査等必要な維持管理業務を行うこと。

また、ポンプ設備等についても、日常点検業務を適切に実施し、給水作業に支障を来たさないように維持管理業務を行うこと。

なお、今後供用廃止予定である晴海客船ターミナルにおける工事に伴い、令和5年度に使用休止期間が発生する予定である。

ウ 運搬給水船及び台船

別紙4「すいれん日常作業表」を標準とした日常点検等を適切に実施し、給水作業に支障を来たさないよう維持管理業務を行うこと。

なお、「すいれん」の諸元等は、別紙5「すいれん一般配置図」のとおりである。

また、台船についても、日常点検業務を適切に実施し、給水作業に支障を来たさないように維持管理業務を行うこと。

エ 船舶検査及び修繕

給水船は年1回、船舶検査及びこれに伴う修繕（東京都において実施）のためドック入りをする。その期間については、利用者等にあらかじめ周知し、混乱のないように対応すること。

なお、給水船の船舶検査及びこれに伴う修繕の時期等は、東京都から指定管理者に対し事前に通知する。

IV 物品の使用等

施設に配備されている業務に必要な東京都の所有物品は、指定管理者が使用できる。

1 物品の管理

指定管理者は、東京都の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理に当たるよう、次に掲げる事務を行うこと。

なお、指定管理者が使用できる物品は、別紙6「都所有物品一覧表」に記載するものを予定している。

(1) 東京都所有物品の数量等の把握

東京都所有物品の数量、使用場所、使用状況等を把握しておくこと。

(2) 物品取扱責任者の設置

東京都所有物品の管理を適正に行うため、物品取扱責任者を設置すること。

(3) 物品の維持管理

東京都所有物品で指定管理者が使用する物品については、保守等を含む適正な管理を行

うこと。

(4) 報告義務

ア 東京都所有物品のうち、本来の用途に供することができないと認められるものが生じたときは、東京都に報告し、その指示があるまで当該物品を適正に保管することとする。

イ 東京都所有物品について、亡失又は損傷があったときは、直ちに東京都に報告すること。

ウ 東京都から、物品の現在高確認等の依頼があったときは、書面をもって速やかに東京都に報告すること。

(5) 指定期間終了後の引渡し

指定管理者が使用した東京都の物品については、指定期間終了の日に、物品現在高調書により東京都に報告の上、返還しなければならない。

2 物品の帰属等

指定管理者が委託料により購入した物品のうち、指定期間終了の日に残存するものについては、当該日に物品現在高調書により東京都に報告し、引き渡すこと。

3 その他

東京都の所有物品について、次のことを行ってはならない。

- (1) 他の用途に使用すること。
- (2) 東京都の承諾なく加工、改造を加えること。
- (3) 第三者に貸与又は譲渡すること。

V 緊急時の対応

1 事件・事故等

- (1) 事件・事故等の発生時には、速やかに現場に駆け付け、状況に応じて傷病者等応急手当及び現場での暫定的な安全対策を行うこと。
- (2) 東京都に報告し、また、必要に応じて警察、消防等の関係機関に連絡すること。
- (3) 些細な事件・事故等であっても、最初の対応行動における「誠意の欠如」が重大事件に発展することがある。指定管理者は、初期対応から事件解決まで、組織的、かつ、誠意とスピードをもった対応に心がけること。

2 災害発生時

- (1) 暫定的な安全対策を速やかに行うこと。
- (2) 官公署等の関係機関との調整を密に行うこと。

Ⅵ 業務実施計画書及び報告書の提出

- 1 指定管理者は、業務実施に先立ち年間業務実施計画書を作成し、東京都の承認を得ること。
なお、計画に変更がある場合も同様とする。
- 2 指定管理者は、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書を作成し、速やかに東京都に提出すること。
なお、提出された業務実施報告書及び施設の管理運営に関する収支の状況については、東京都において公表することができる。
 - (1) 随時報告
 - ア 事故及び陳情・苦情等の報告
 - イ その他東京都が指示する事項
 - (2) 月例報告
 - ア 船舶給水利用状況及び管理状況
 - イ 使用許可状況及び使用料徴収状況
 - ウ その他東京都が指示する事項
 - (3) 年度報告
 - ア 業務の実施状況報告書
 - イ 管理経費の支出状況、決算報告
 - ウ その他東京都が指示する事項

Ⅶ その他

1 記録等の作成及び保存

運営管理、施設維持管理及び経理状況に関する記録及び帳簿類は、5年間保存し、東京都から報告や実地調査を求められた場合には、迅速かつ誠実に対応すること。また、東京都公文書等の管理に関する条例にのっとり、施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めること。

2 東京都からの調査・要請への協力

- (1) 東京都から、当施設の運営管理、現状等に関する調査、作業の指示等があった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
- (2) 東京都が実施又は要請する事業等（例えば、監査、検査、緊急安全点検、防災訓練、発災時対応、要人案内等）への協力・参加、支援を行うこと。

3 東京都との協議・調整

次の事項については、事前に東京都と調整又は協議を行うこととする。

- (1) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合
- (2) 施設の追加等により指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- (3) その他本基準に記載のない事項

4 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報を目的外に使用したり、第三者へ漏らしてはならない。また個人情報の保管についても適正な管理を行い、漏洩、紛失、き損等がないよう必要な措置を講じなければならない。正当な理由なく又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり盗用した場合は、東京都個人情報の保護に関する条例に基づき罰則が科せられる対象となる。

なお、万が一、個人情報に関する事故が発生した場合には、指定管理者は速やかに東京都へ報告すること。

5 守秘義務の遵守

業務上知り得た情報や秘密を第三者へ漏らしてはならない。また、指定管理者でなくなった後においても同様とする。

6 情報公開

文書の開示等情報公開については東京都情報公開条例の規定に準じて取り扱うこと。

7 行政手続条例の適用

公の施設の管理運営に当たり、施設の使用許可等の処分を行う場合、東京都行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負う。

8 損害賠償

当施設で発生した事故等により第三者に損害を与えた場合には、指定管理者の管理責任が問われ、被害者に直接損害賠償をしなければならないこと又は東京都が損害賠償を行った後、指定管理者に求償権を行使することがある。そのため、施設賠償責任保険への加入等利用者が被った損害への対応に備えた措置を講じること。

また、委託施設を滅失又はき損した場合及び使用料として徴収した現金を紛失した場合には、速やかに東京都に報告し、その指示するところに従い、原則としてその損害を賠償し、又は原状に回復すること。

9 訴訟

日常管理等の瑕疵による事故について、指定管理者が訴えられる場合も想定される。その場合は、訴訟の当事者となって対応することになる。

10 その他

業務の執行に当たって、自動車を使用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

船舶給水施設一覧表

分類	施設	名称	数量	所在地	規模（構造・規格等）
建物	ア	大井船舶給水詰所	64.74㎡	品川区八潮 1－1－3	大井事業所内 専用部分 （事務室59.34㎡・更衣室5.40㎡／計64.74㎡） 共用部分 （廊下・便所・給湯室等／計146.34㎡） ※ このほか、港内清掃事業のための専用部分あり （186.65㎡）
工作物	イ	給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 給水栓・管 貯水槽 ポンプ設備及び 電気設備等 （滅菌装置含む。） 給水管	一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 一 式 1 個 一 式 一 式	辰巳岸壁 月島棧橋 芝浦岸壁 芝浦物揚場 日の出棧橋 竹芝棧橋 東京国際クルーズ棧橋 晴海棧橋 中央区晴海 5－6 中央区晴海 5－6 品川区八潮 1－1－3	75mm管 給水栓 2 個（20 t／h） 75mm管 給水栓 6 個（35 t／h） 75mm管 給水栓 16 個（40 t／h） 50mm管 給水栓 2 個（15 t／h） 50mm管 給水栓 3 個（15 t／h） 75mm管 給水栓 6 個（35 t／h） 65mm管 給水栓 9 個（23t／h） 75mm管 給水栓 15 個（50 t／h） （給水栓計59個） FRP製 200 t 50Kw× 2 250mm管
給水船	ウ	運搬給水船	1 隻	品川区八潮 1－1－3	運搬給水船「すいれん」最大給水量200 t／1 回
台 船	エ	給水船係留施設	2 基	品川区八潮 1－1－3	台船「船科 1 号」及び「管 5 号」

（注）工作物の給水栓管は、晴海棧橋（貯水方式）を除いて水道管直結給水方式となります（令和 3 年度時点）。

船 舶 内 訳 書

給 水 船

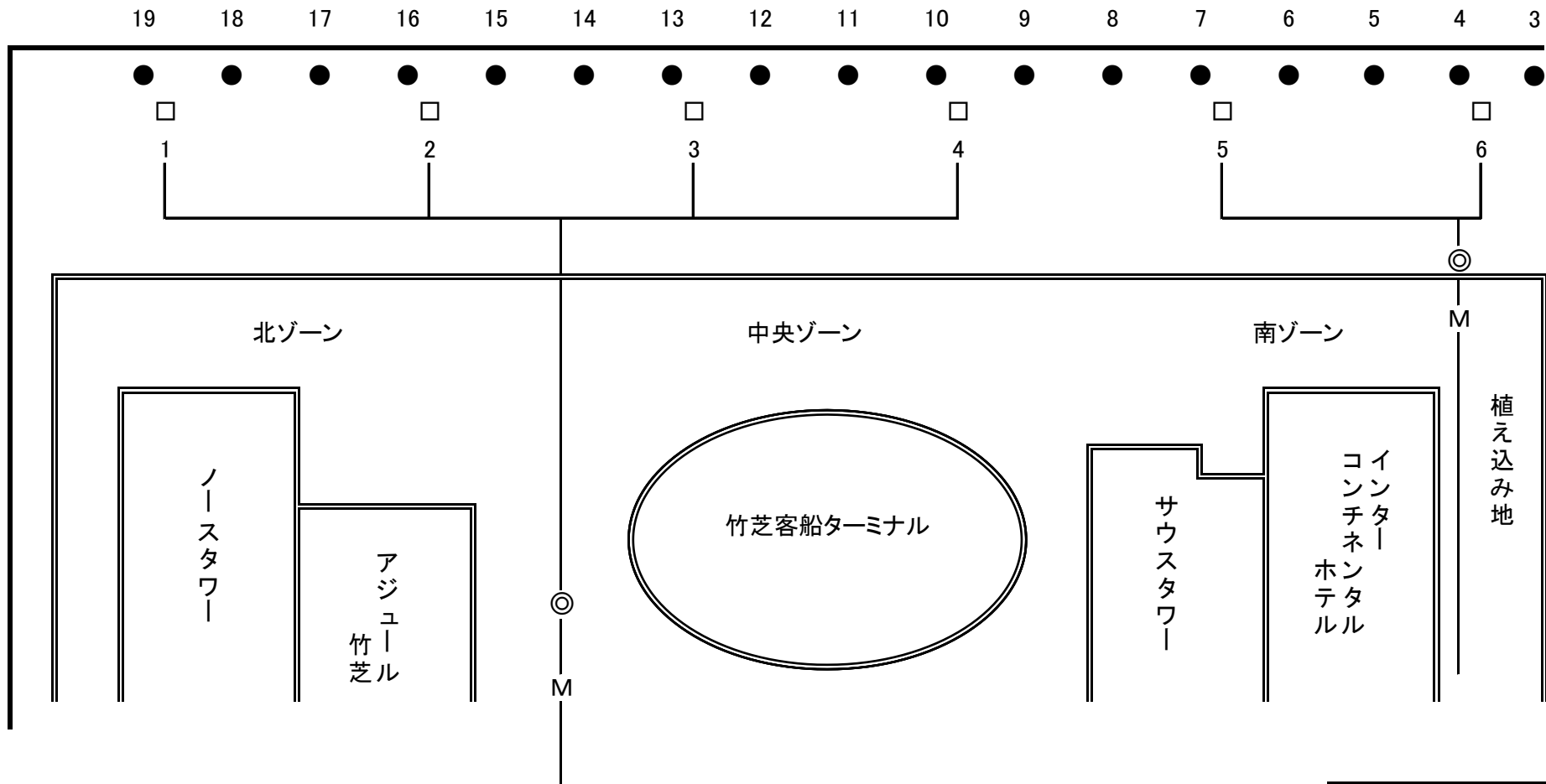
船名	材質	総トン数		船体寸法				用途 又 型 式	とう載人員			主 機 関			推進装置	速力 (ノット)	給 水 ポンプ	給水タンク (m3)	製造年月	その他の設備			
				長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)		甲板	機 関	旅 客	種 類	馬力(PS)	燃料使用 料 (ℓ/Hr)									
すいれん	鋼	61	0	24	91	6	50	2	55	2	40	運搬給水船	5	5 (注)	D	300×1基	A重油 65.4	インボード	8.3	126m3/h ×110m	203	平成10年3月	補機関発電機 26ps×20KVA サイドスラスター

(注) 航行予定時間6時間未満の場合

台 船

船名	材質	総トン数		船体寸法								用途 又 型 式	製造年月	摘 要
				長さ (m)		幅 (m)		深さ (m)		喫水 (m)				
船科1号	鋼	57	15	18	0	7	50	1	20	0	30	浮棧橋	昭和49年3月	運搬給水用 屋根付
管5号	鋼	28	59	15	0	4	50	1	20			浮棧橋	昭和57年7月	運搬給水用

《竹芝給水栓及びビット番号》



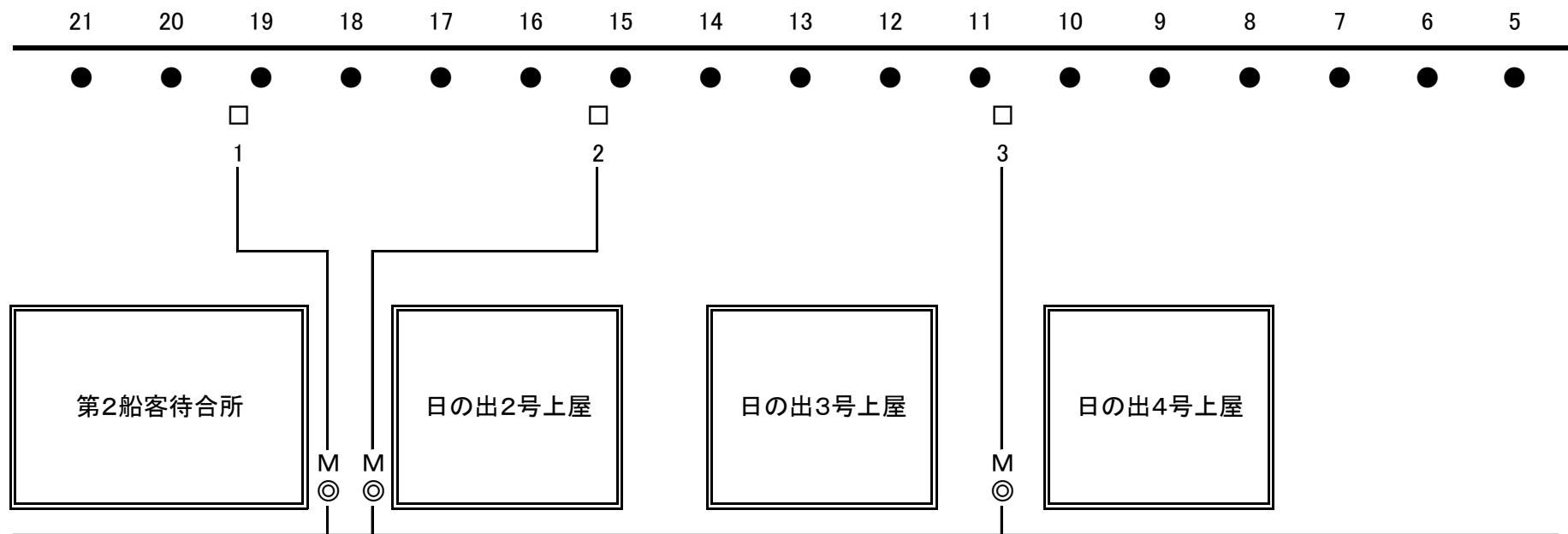
(注) 現況が図と異なる場合は、現況を優先する。
以下、同じ。

凡例	□	給水栓
	●	ビット
	⊙	制水弁
	M	メーター

岸壁給水施設位置図

(別紙3)

《日の出給水栓及びビット番号》

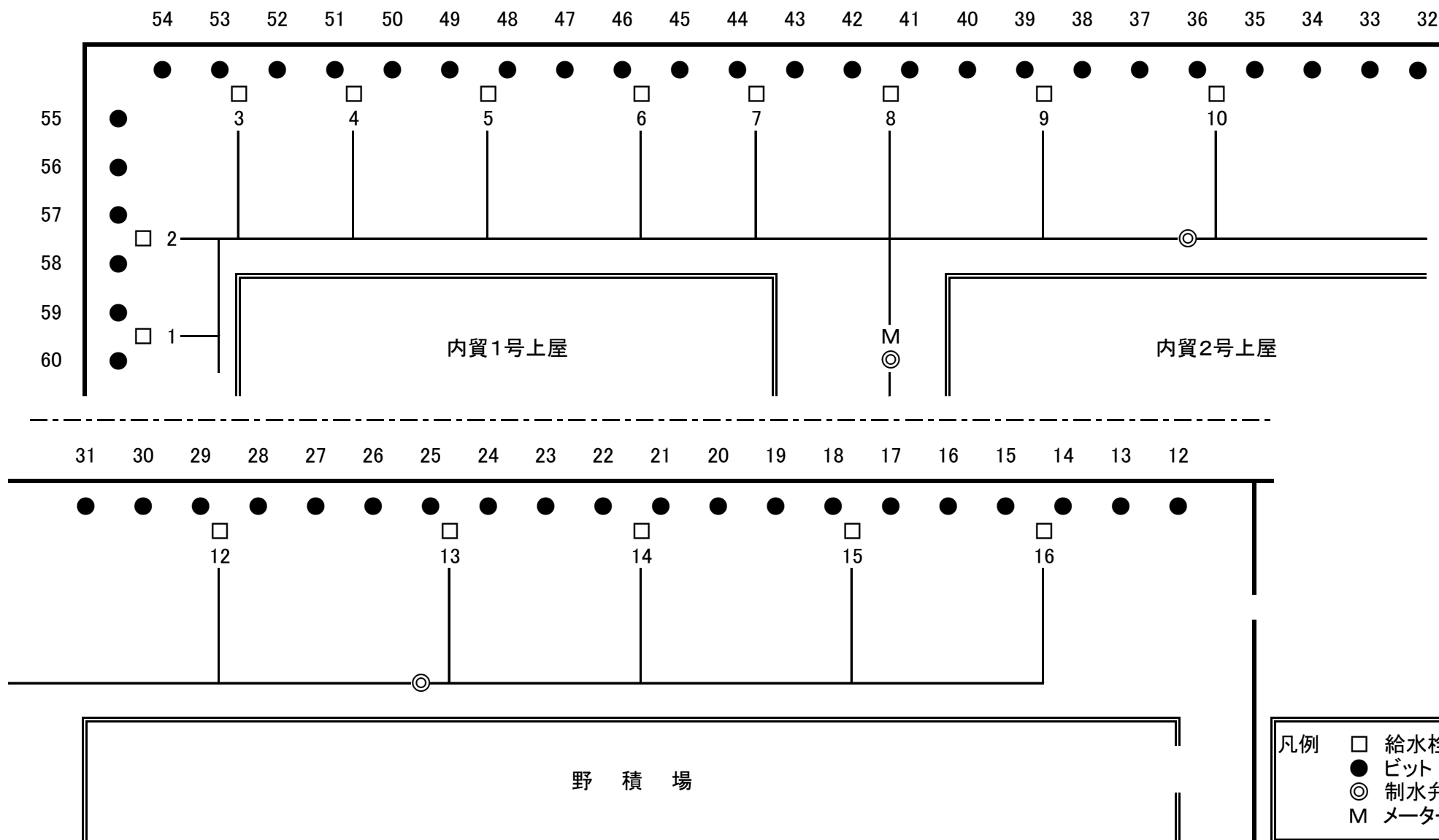


凡例	□ 給水栓
	● ビット
	◎ 制水弁
	M メーター

岸壁給水施設位置図

(別紙3)

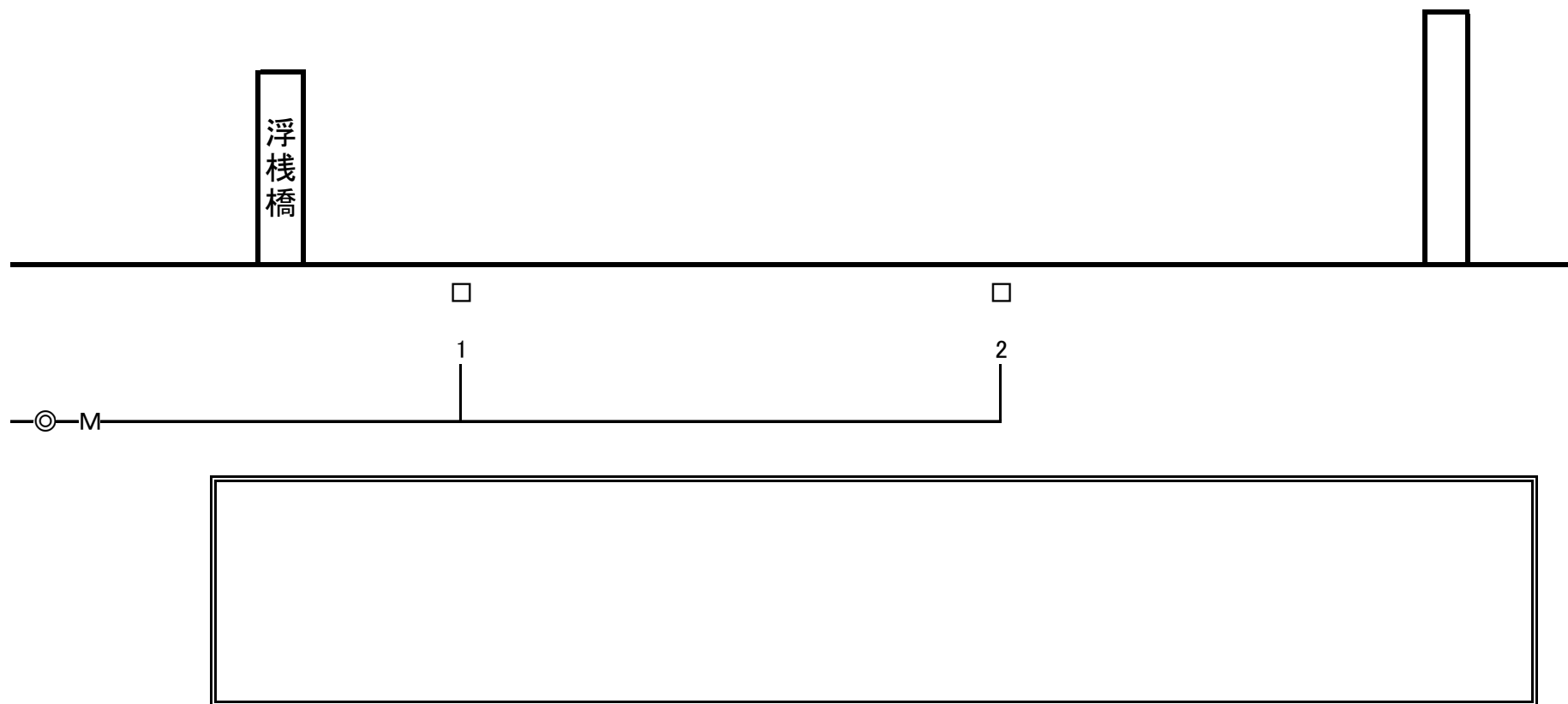
《芝浦給水栓及びビット番号》



岸壁給水施設位置図

(別紙3)

《芝浦物揚場給水栓及びビット番号》

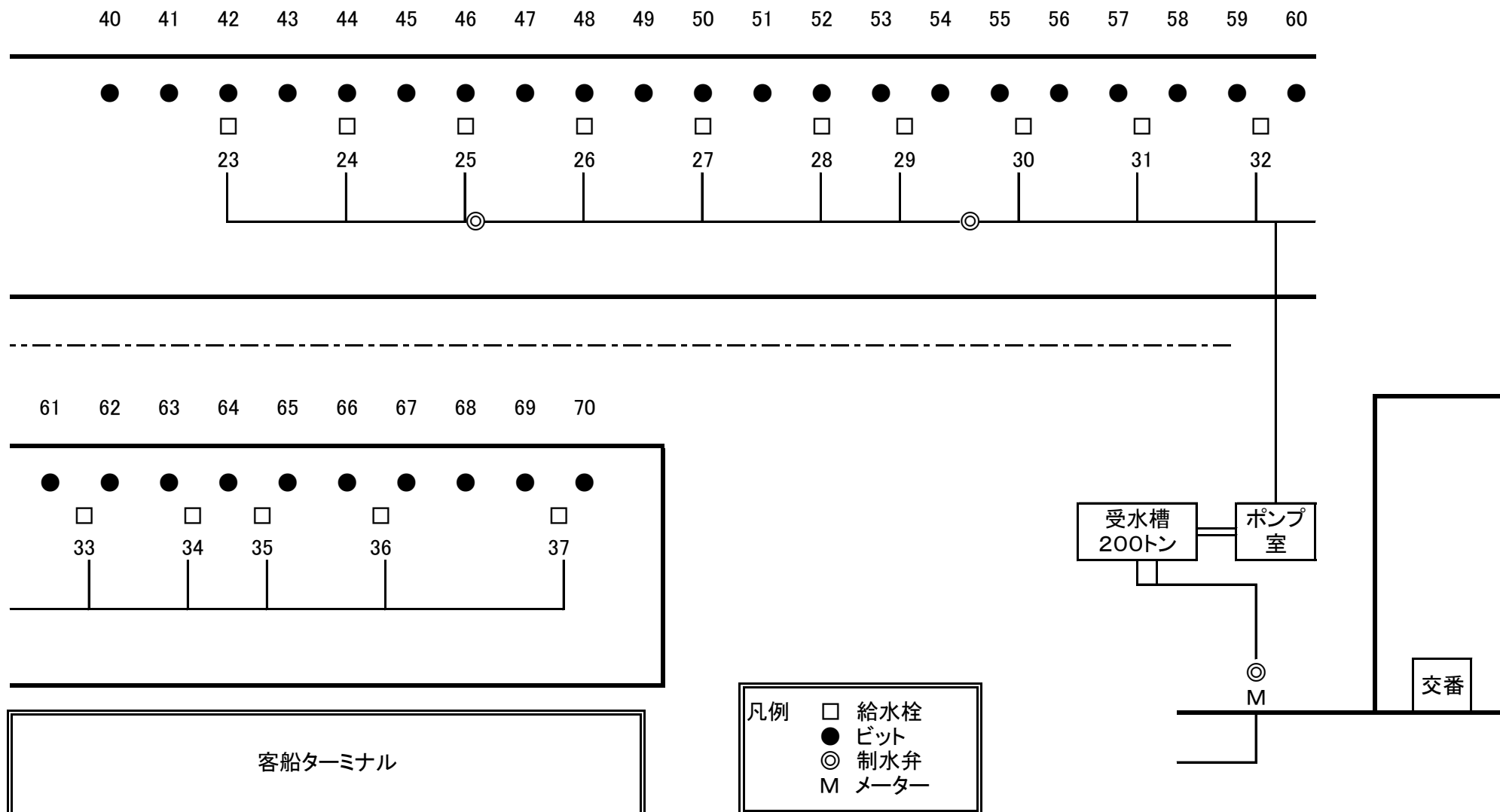


凡例	□	給水栓
	●	ビット
	◎	制水弁
	M	メーター

岸壁給水施設位置図

(別紙3)

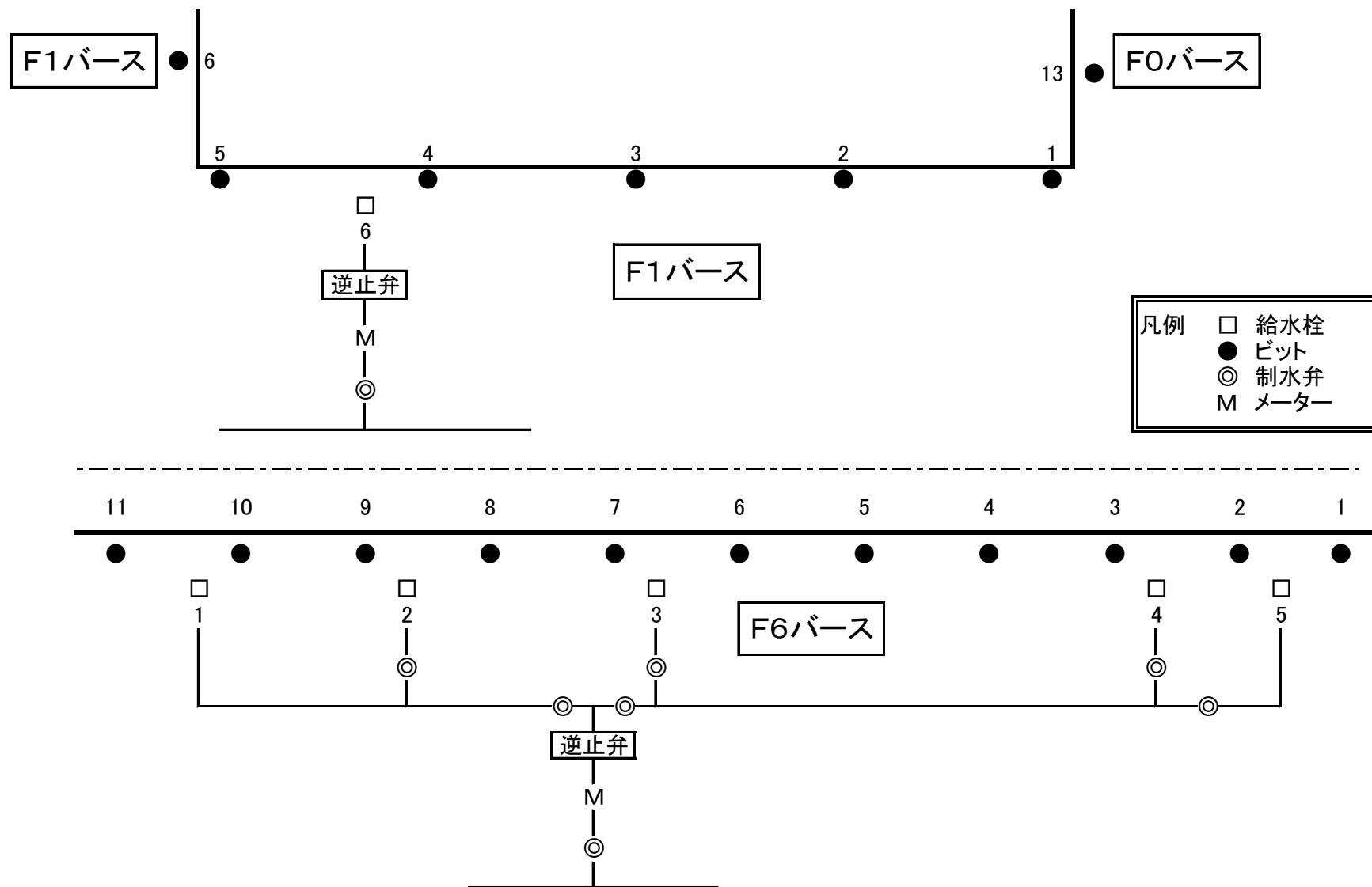
《晴海給水栓及びビット番号》



岸壁給水施設位置図

(別紙3)

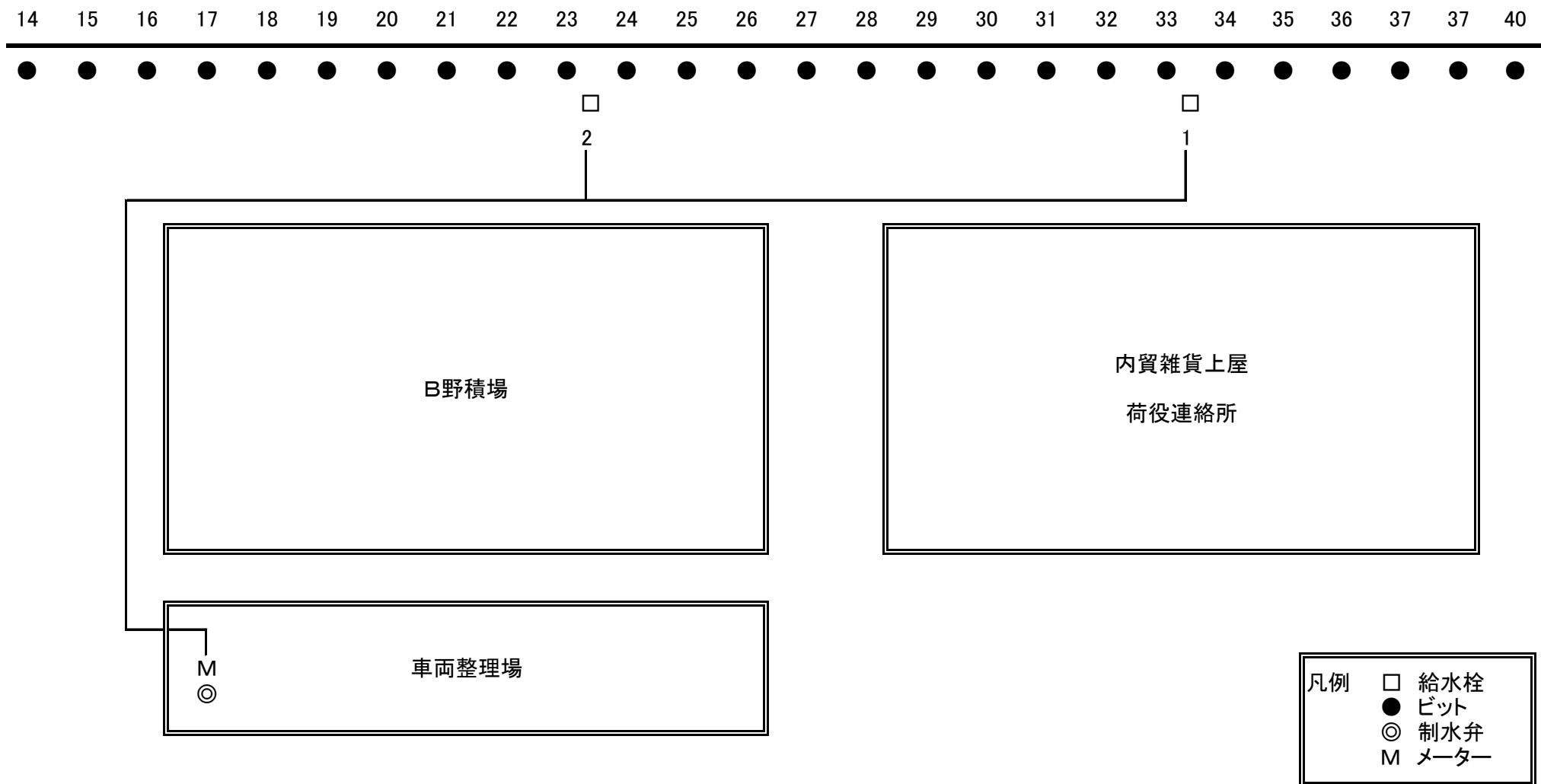
《月島給水栓及びビット番号》



岸壁給水施設位置図

(別紙3)

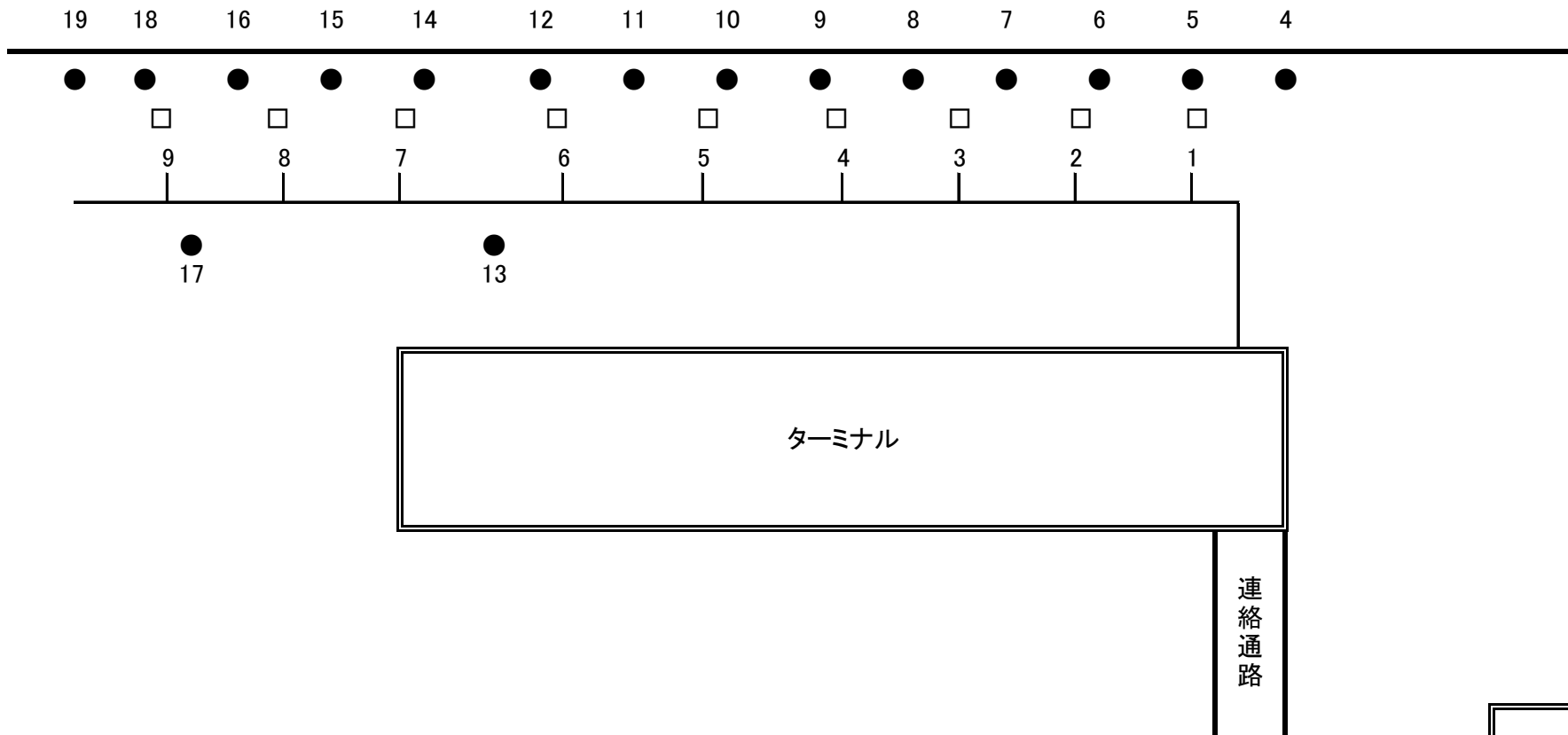
《辰巳給水栓及びビット番号》



岸壁給水施設位置図

(別紙3)

《東京国際クルーズ給水栓及びビット番号》



(注)東京国際クルーズターミナルは、別の指定管理者が管理運営していることから、
当指定管理者と連携・調整の上業務を行うこと。

凡例 □ 給水栓
● ビット

すいれん日常作業表（給水業務以外）

（注）安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適宜対応すること。

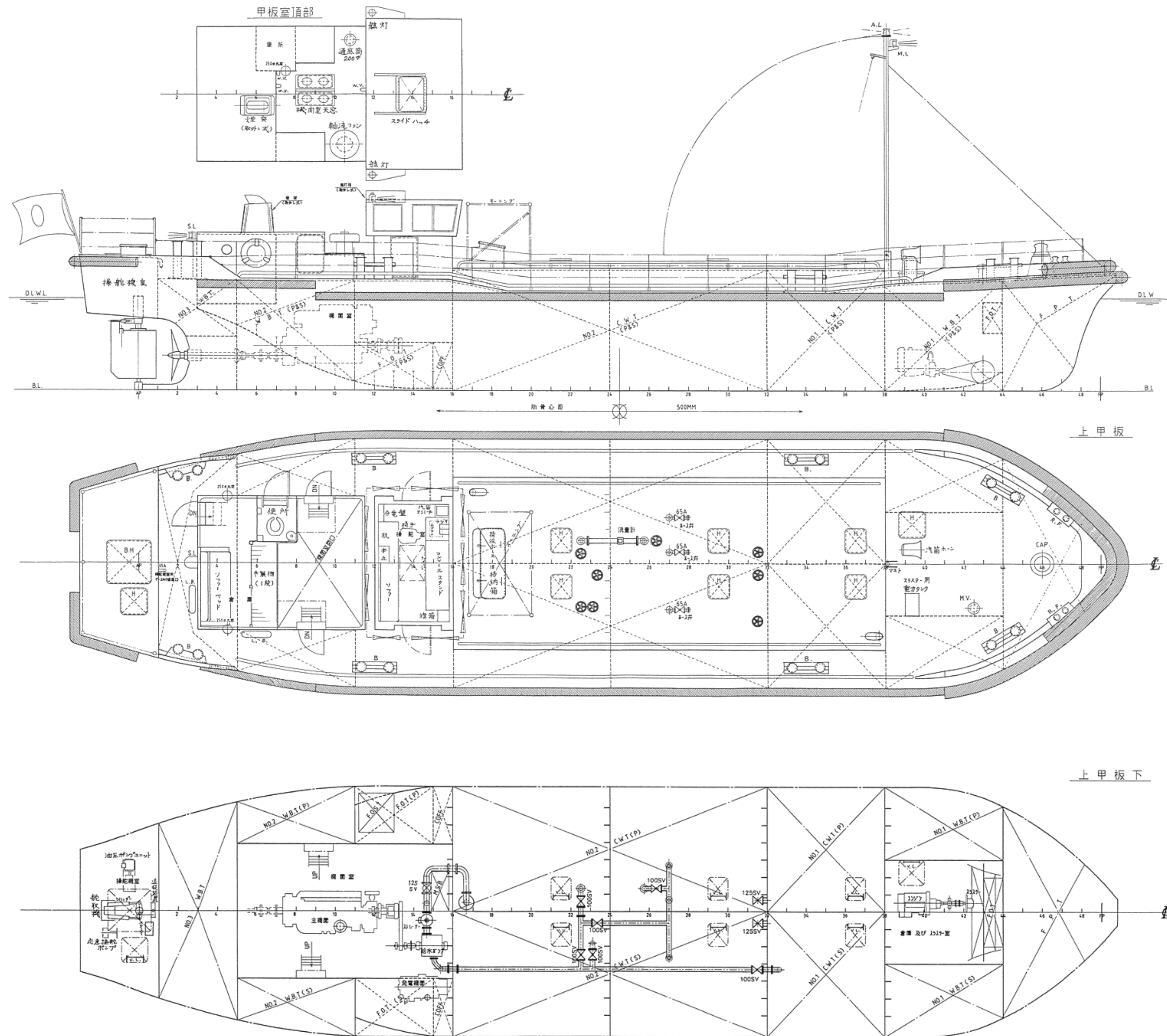
＜甲板関係＞ ※ 点検・清掃項目は原則毎日、その他は適宜実施

作 業 箇 所		作 業 内 容	備 考
1 船体整備		ケレン、塗装、清掃、給脂	
2 用具点検整備			
	給水用ノズル	点検、ケレン、塗装、補修、パッキン交換	
	給水用ホース	点検、乾燥、清掃、ホース交換、パッキン交換	
	カップリング	点検、塗装、補修、パッキン交換、予備カップリング整備	
	ラインロープ	点検、清掃、整備、交換	
	噴き上げ防止用具	シート及びチューブの製作、交換	
	ノズル巻き用ウエス	清掃、乾燥、作成	
3 清水取り入れ設備メンテナンス			
	取水バルブ	点検、清掃、給脂	
	取水用ホース	点検、清掃、保護用カバーの補修、固縛	
4 艀装			
	防舷材	点検、清掃、補修	
	もやいロープ	点検、塩抜き、乾燥、補修	
5 その他			
		水質検査(自主検査)	取水時
		機関整備の補助	
		給水用ホースの作成	
		ラインロープ・もやいロープの作成	
		浮き桟橋「船科1号・管5号」の船体整備(点検、清掃)	
		清水取り入れ設備周辺の除草・清掃	
		大井船舶給水所詰所周辺の除草・清掃	

<機関関係> ※ 作業は適宜実施

点 検 箇 所		点 検 内 容	備 考
1 主機関・発電機・スラスタエンジン			
	海水こし器	点検・清掃	
	燃料こし器	点検・清掃	
	潤滑油関係	点検・交換	
	ノズルチップ	点検・清掃	
	過給器	点検・清掃	
	防食亜鉛棒(ジंक)	点検・交換	
	軸受関係	点検・清掃・給脂	
2 その他			
	給水ポンプ	パッキン交換・軸受給脂・清掃	
	排気管	スラスタエンジン・発電機の排気管、分解清掃	
	電気関係	配電盤、センサー等の点検・バッテリー点検、電気器具類の保守、点検	

すいれん一般配置図



主 要 目 录

主 要 目			
資格等			
船質	鋼製		
船種	汽船		
航行区域	平水区域		
乗員定数	10名（船員5名、その他の乗船者5名）		
船体部			
長さ	24.91 m		
幅	6.50 m		
深さ	2.55 m		
総トン数	61.00 トン		
製造所	株式会社 石井造船所		
製造年月	平成10年3月		
機関部			
主機関			
型式	立型水冷4サイクルディーゼル機関		
型名	ヤンマー S165-T		
出力	220kW(300PS)×1300rpm		
数量	1 基		
製造所	ヤンマーディーゼル株式会社		
発電機用補機関			
型式	立型水冷4サイクルディーゼル機関		
型名	4JHL-TN		
定格トルク	19.1kW(26PS)×1800rpm		
数量	1 基		
製造所	ヤンマーディーゼル株式会社		
サイドスラスト用補機関			
型式	舶用ディーゼル機関		
型名	UM4BD1D-50		
出力	36.7kW(50PS)×1800rpm		
数量	1 基		
製造所	いすゞマリン製造株式会社		

都 所 有 物 品 一 覧 表

船舶給水施設

No.	品 名	規 格	数量	単位	購 入 年 月 日	備 考
1	水道メーター	給水移動用メーター 65mm	2	台	H16.10.18	
2	水道メーター	給水移動用メーター 65mm	10	台	H17.12.9	
3	食 器 棚	800×421×1768	1	台	H10.7.6	
4	発 電 機	ホンダ EX6	1	台	H12.2.3	
5	耐 火 金 庫	EY-01	1	台	H11.5.13	
6	洗 濯 機	MAW-60M-H	1	台	H11.8.16	
7	物 置	ヨド YMZR-20	1	台	H12.6.8	
8	スケーリングマシン	パワーファイター 日東EJC-32	2	台	H12.7.14	
9	両袖机	ライオン ED-167D-AB	1	台	H13.2.14	
10	ジャコップ	アルミ製	1	台	H13.5.31	
11	コンプレッサー	イワタOFP-40C	1	式	H13.7.11	
12	コンプレッサー	イワタOFP-02C	1	式	H13.12.3	
13	冷蔵庫	三菱MR-22N	1	台	H7.9.12	
14	下駄箱	SV-G12B	1	台	H9.11.21	
15	ワイヤレスアンプシステム	オーディオテクニカ ATW-SP808/P	1	台	H24.9.24	
16	水道メーター	給水移動用メーター 50mm(新規格)	8	台	H26.3.17	
17	水道メーター	給水移動用メーター 50mm(新規格)	3	台	H27.10.28	
18	ホースかしめ機	三益消防製クリンプLM1	1	台	H29.2.23	